

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）に基づき、人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年四月一日

人事院総裁 川本裕子

人事院規則一一一一一六

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一一一一（管理監督職勤務上限年齢による降任等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(管理監督職に含まれる官職)</p> <p>第二条 法第八十一条の二第一項に規定する給与</p>	<p>(管理監督職に含まれる官職)</p> <p>第二条 法第八十一条の二第一項に規定する給与</p>

---

法第十条の二第一項に規定する官職（以下この条において「俸給の特別調整額支給官職」という。）に準ずる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一〇六（略）

六の二 地方厚生局、地方厚生支局又は地方麻薬取締支所の課長に準ずる官職として人事院が定める官職

七〇九（略）

九の二 原子力規制庁の内部部局の統括技術研究調査官

一〇十六（略）

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

---

法第十条の二第一項に規定する官職（以下この条において「俸給の特別調整額支給官職」という。）に準ずる官職として人事院規則で定める官職は、次に掲げる官職とする。

一〇六（略）

（新設）

七〇九（略）

（新設）

一〇十六（略）

（特定管理監督職群を構成する管理監督職）

---

第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

- 一 管区行政評価局等の特定管理監督職群 管区行政評価局の部長、地域総括評価官、主任業務管理官、主任行政相談官及び評価監視官並びに沖縄行政評価事務所の所長並びに行政評価支局の総務行政相談管理官、地域総括評価官、部長、主任業務管理官、主任行政相談官及び評価監視官並びに行政評価事務所の所長及び評価監視官（東京行政評価事務所又は神奈川行政評価事務所に置かれる官職に限

第十二条 法第八十一条の五第三項に規定する人事院規則で定める管理監督職は、次の各号に掲げる区分ごとに、当該各号に定める官職とする。

- 一 管区行政評価局等の特定管理監督職群 管区行政評価局の部長、地域総括評価官、主任業務管理官及び主任行政相談官並びに沖縄行政評価事務所の所長並びに行政評価支局の総務行政相談管理官、地域総括評価官、部長、主任業務管理官及び主任行政相談官並びに行政評価事務所の所長

る。

二〇十二  
(略)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

二〇十二  
(略)